

議題 3（委員会決裁事項（規則第 3 条第 1 号））

令和 4 年度「府立学校に対する指示事項」及び「市町村教育委員会に対する指導・助言事項」について

標記における「取組みの重点」について、別紙のとおり決定する。

令和 3 年 12 月 8 日

大阪府教育委員会

<参考>

〔趣旨〕

- 1 府立学校の校長及び准校長が令和 4 年度学校経営計画を作成するに当たり、府立学校の運営の指針となるべき事項として、令和 4 年度に重点的に取り組むことを定め、周知徹底を図るもの。
- 2 市町村教育委員会に対する指導・助言の基本方針として、令和 4 年度に重点的に取り組むことを定め、周知徹底を図るもの。

〔根拠規程〕

大阪府教育委員会事務決裁規則

（委員会決裁事項）

第三条 委員会が会議の議決により決裁する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育に関する基本計画の策定に関すること並びに重要な条例案の立案その他の委員会の事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

大阪府立学校条例

（学校運営に関する指針）

第五条 大阪府教育委員会は、基本計画（大阪府教育行政基本条例第三条に規定する基本計画をいう。）を踏まえ、府立学校に共通してその運営の指針となるべき事項を定め、府立学校に対し、これに基づいて学校の運営を行うよう指示するものとする。

大阪府教育行政基本条例
(市町村教育委員会に対する指導等)

第八条

- 2 委員会は、基本計画を踏まえ、市町村に共通する教育の基本方針を定め、市町村教育委員会に対し、指導、助言又は援助を行うものとする。

令和 4 年 度

府立学校に対する指示事項

～ 未 来 を ^{ひら} 拓 く 教 育 を め ざ し て ～

大阪府教育委員会

本書では幼稚園教育要領、小学校学習指導要領、中学校学習指導要領、高等学校学習指導要領、特別支援学校幼稚部教育要領、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領、特別支援学校高等部学習指導要領を学習指導要領と言う。

また、新学習指導要領とは、支援学校幼稚部においては平成 30 年度から、小学校及び支援学校小学部においては令和 2 年度から、中学校及び支援学校中学部においては令和 3 年度から、高等学校及び支援学校高等部においては令和 4 年度から実施される学習指導要領のことをいう。

目 次

■令和4年度の実施の重点

特別重点	新型コロナウイルス感染症に係る対応	2
重点1	公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上	
(1)	【新学習指導要領の確実な実施 ―「確かな学力」の育成と授業改善―】	4
(2)	【ICTを活用した取組みの推進 ―1人1台端末の効果的な活用―】	5
(3)	【グローバル社会に対応できる人材の育成】	5
(4)	【学びに向かう環境づくりの充実】	6
重点2	障がいのある子どもの自立支援	
(5)	【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】	7
(6)	【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	7
重点3	豊かでたくましい人間性のはぐくみ	
(7)	【人権尊重の教育の推進】	8
(8)	【いじめの防止】	9
(9)	【情報リテラシーの育成】	10
(10)	【中途退学・不登校の未然防止】	11
(11)	【部活動の取組み】	11
重点4	健やかな体のはぐくみ	
(12)	【薬物乱用防止の取組み】	12
重点5	教員の資質向上	
(13)	【教職員の組織的・継続的な人材育成】	12
(14)	【不祥事の防止】	13
(15)	【体罰・セクハラ防止の取組み】	14
(16)	【職場におけるハラスメントの防止】	14
(17)	【「指導が不適切である」教員への対応】	15
重点6	学校の組織力向上と開かれた学校づくり	
(18)	【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】	16
(19)	【働き方改革】	16
(20)	【個人情報の適正な管理】	17
重点7	安全で安心な学びの場づくり	
(21)	【子どもたちの生命・身体を守る取組み】	19
(22)	【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】	19
(23)	【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】	20
(24)	【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】	21
重点8	地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
(25)	【家庭教育支援の充実】	21

■令和4年度の取組みの重点

特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないように指導するとともに、教職員に過度な負担がかかることのないよう十分留意する必要がある。

ア 子どもの安心・安全の確保

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」や最新の通知等をもとに、学習活動、学校行事、部活動その他学校生活の様々な場面（給食、休み時間や清掃時等）において、引き続き感染症対策を継続しながら教育活動を行うこと。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校において感染が確認された際に適切に対応できる体制を引き続き整備しておくこと。併せて、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図ること。

また、「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支援すること。

イ 学びの保障

学習指導要領等の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めること。

また、各学校において教育課程を実施するにあたっては、幼児・児童・生徒の前年度の学びの定着等に十分配慮すること。

加えて、感染症の発生等による学校の臨時休業や、感染拡大等により登校できない幼児・児童・生徒への対応として、計画性を持った家庭学習を課し、各学校の「非常時におけるオンラインを活用した学びの保障ガイドライン」等をもとに、ICTを活用するなど、学習を支援するとともに、学習状況等の把握を行い、すべての幼児・児童・生徒の学びを保障すること。

ウ 人権尊重の教育の推進

新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めること。

その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、新型コロナワクチンの接種を受ける又は受けないことによる差別やいじめを起さない集団づくり等を一層充実させること。

エ 教職員の負担軽減

新型コロナウイルス感染症に係る対応においては、スクールサポートスタッフ等の外部人材の活用やICTの活用等により業務の効率化を図ること。加えて、特定の教職員に過度な負担がかからないよう、あらかじめ業務分担を行うなど体制を整備しておくこと。

全体に係る資料

- 「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」(最新版を参照すること)
- 「新型コロナウイルス感染症に係る府立支援学校における留意事項」(最新版を参照すること)
- 「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」文部科学省(最新版を参照すること)

イに係る資料

- 「感染症や災害の発生時等の非常時におけるオンラインを活用した学びの保障について」
(令和3年10月5日・教高第2820号)
- 「感染症や災害の発生等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」
(令和3年2月25日・教高第3869号・別添2)
- 「令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について」
(令和2年8月21日・教高第2311号)
- 「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて」
(令和2年6月・文部科学省)
- 「新型コロナウイルスの感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できなかった生徒に対する高等学校通信制課程の学習指導について」(令和2年5月25日・教高第1556号)
- 「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた学校教育活動等の実施における「学びの保障」の方向性等について」(令和2年5月15日・教高第1505号)
- 「新型コロナウイルス感染症対策のために小学校、中学校、高等学校等において臨時休業を行う場合の学習の保障等について」(令和2年5月1日・教高第1371号)

ウに係る資料

- 「人権教育リーフレット『新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別』」(令和3年3月)
- 「児童向け資料『しながたコロナについて じぶんの 気持ちに 気づく』及び生徒向け資料『新型コロナウイルス感染症に伴う偏見・差別に気づくために』について」
(令和2年6月19日・教人第1047号)

- アに係る関連項目 ⇒ PO <保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底>
PO <学校保健計画の策定> <健康教育の充実・体力づくりの推進>
<健康相談体制の充実> <学校保健委員会の開催>
- イに係る関連項目 ⇒ PO <「確かな学力」の育成と授業改善>
PO <ICTを活用した取組みの推進 —1人1台端末の導入に向けて—>
PO <「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進>
<一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実>
- ウに係る関連項目 ⇒ PO <人権尊重の教育の推進>
PO <いじめの防止>
PO <中途退学・不登校の未然防止>
PO <子どもたちの生命・身体を守る取組み>
- エに係る関連項目 ⇒ PO <校長のリーダーシップによる学校経営の確立> <働き方改革>
PO <組織的・効率的な学校運営>
PO <在校等時間管理について>
PO <労働安全衛生体制の充実>

重点１ 公私の切磋琢磨による高校の教育力の向上

－ 支援学校を含めた府立学校の教育力の向上 －

（１）【新学習指導要領の確実な実施 －「確かな学力」の育成と授業改善－】

新学習指導要領や高大接続改革を踏まえて、社会の中で生きて働く「知識・技能」の習得、未知の状況にも対応できる「思考力・判断力・表現力等」の育成、学びを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力・人間性等」の涵養を行うための取組みが必要である。

そのためには、学校として育てたい幼児・児童・生徒像や、その実現のために必要な資質・能力を明確にし、それを各教科等の指導のねらいとして設定した上で授業等を行っていくことが大切である。

加えて、「指導と評価の年間計画（シラバス）」に基づき、指導と評価の一体化の観点から、PDCAサイクルによる授業改善に努めることが必要である。

ア 新学習指導要領の内容について、教職員に周知を徹底するとともに、適切な教育課程の編成・実施を行うこと。

イ 「主体的・対話的で深い学び」の実現をめざして授業を行うこと。

ウ 「幼児理解に基づいた評価」や「観点別学習状況の評価」を進めるとともに、計画・実践（指導）・評価・改善という一連の活動を繰り返すことにより授業等の改善を行うこと。

エ 高等学校及び支援学校高等部における令和３年度以前の入学生に係る移行措置については、通知に基づき遺漏なく実施すること。特に、新学習指導要領の「道德教育に関する配慮事項」や同要領解説の「総合的な探究の時間改訂の趣旨及び要点」に留意すること。

「『観点別学習状況の評価』実施の手引き」（令和３年１月）

「支援学校授業評価ガイドラインⅡ」（令和２年４月）

「平成３１年４月１日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める件の一部改正について（通知）」

（令和元年９月２５日・文部科学省）

「高等学校学習指導要領における家庭科の履修学年に関する改正について」

（平成３１年３月２８日・文部科学省）

「幼児理解に基づいた評価」（平成３１年３月・文部科学省）

「特別支援学校高等部学習指導要領の全部を改正する告示及び平成３１年４月１日から新特別支援学校高等部学習指導要領が適用されるまでの間における現行特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示等の公示について（通知）」（平成３１年２月４日・文部科学省）

「高等学校授業評価ガイドライン【Ⅲ】」（平成３１年２月）

「高等学校学習指導要領の改訂に伴う移行措置並びに移行期間中の学習指導等について」

（平成３０年８月３１日・文部科学省）

「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成３０年３月・文部科学省）

「特別支援学校小学部・中学部学習指導要領に関する移行措置並びに移行期間中における学習指導等について」（平成２９年１２月２７日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部を改正する告示の公示について」（平成２９年４月２８日・文部科学省）

「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の全部を改正する告示、小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について」（平成２９年３月３１日・文部科学省）

「『中学校学習指導要領解説』及び『高等学校学習指導要領解説』の一部改訂について」

（平成２６年１月２８日・文部科学省）

「高等学校等の新学習指導要領の実施に当たって」（平成２５年４月１日・文部科学省）

関連項目 ⇒ PO <特色ある教育活動の充実> <教育課程の編成> <学習内容の充実>
 <学習指導要領の確実な実施>
 PO <支援学校における学習指導要領の確実な実施> <学習指導等における留意点>
 <児童・生徒の学習評価>
 PO <学習形態の工夫> <授業の質の向上> <授業改善>
 PO <総合的な探究（学習）の時間の実施> <学校外の学修>

（２）【ICTを活用した取組みの推進 — １人１台端末の効果的な活用—】

１人１台端末を効果的に活用し、児童・生徒の学習活動を一層充実させるため、府教育委員会が策定した「生徒１人１台端末の活用促進に向けたアクションプラン」を踏まえ、各学校で策定した「生徒１人１台端末利活用プラン」に基づき、計画的かつ組織的に取組みを進めていく必要がある。

ア 各教員が、教科・科目等の特質等を踏まえ、これまでの教育実践にICTを効果的に取り入れ、一斉学習、個別学習及び協働学習を組み合わせることにより、児童・生徒の学びの深化を図ること。

イ 校内体制を整備し、ICTを活用した授業実践に向けた教員研修の実施や好事例の共有等、学校として組織的な取組みを推進すること。

ウ 取組みの推進に当たっては、外部人材等を効果的に活用するとともに、国や府教育委員会が作成する資料や府教育センターが行う研修等も活用すること。

「府立高等学校における生徒１人１台端末の活用促進に向けて」

（令和３年９月３日・教高第2538号）

「府立高校における生徒１人１台端末の活用促進に向けたアクションプラン」（令和３年９月）

「オンライン学習を進めるための実践ガイドブック～G Suite for Educationを活用して～」

（令和２年９月）

（３）【グローバル社会に対応できる人材の育成】

Society5.0時代の到来に向け、グローバル化や人工知能・IoT等の技術革新等が加速度的に進展する中、各学校においては、SDGs（持続可能な開発目標）の視点も踏まえた、国際的な視野や問題発見・解決能力、論理的思考力、探究力、コミュニケーション能力を育てることが必要である。

ア 国際的共通語として中心的役割を果たしている英語の４技能（「聞く・話す・読む・書く」）をバランス良く育成すること。そのため、英語スピーキングテストを実施するなど、英語を話す力の育成に努めること。

イ 国際交流等により文化や習慣の違いを尊重する精神等を育むように努めること。

ウ 理数教育の充実を図り、科学的な見方、考え方、表現力等を育成すること。

「大阪府立高等学校英語スピーキング教材」（平成31年1月）

「大阪府立高等学校英語スピーキングテスト」（平成30年9月）

「府立高等学校における英語スピーキングテストの実施について」

（平成30年6月11日・教高第1760号）

「『英語を話す力』を伸ばすための教材集」（平成30年3月）

関連項目 ⇒ PO <国際教育> <理数教育の充実>
 PO <国際理解教育のさらなる推進> <海外修学旅行の実施>
 <近隣アジア諸国との交流> <平和教育の推進>

(4) 【学びに向かう環境づくりの充実】

貧困、虐待、ヤングケアラー等、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての幼児・児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自己の存在感を実感しながら、よりよい人間関係を形成し、自己実現を図ろうとする意欲や態度を育むことが重要である。

ア 全教職員により、幼児・児童・生徒との信頼関係に基づく一致協力した指導・支援体制を築くことで、組織的に対応するよう努めること。

イ 日々の学校生活において、幼児・児童・生徒が主体的に取り組む協働的な活動や自己肯定感を高められる取組みを推進すること。

ウ 様々な課題を抱える幼児・児童・生徒の支援に向けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門人材を活用した校内の支援体制の構築を図るとともに、子ども家庭センターや市町村関係部局等の関係機関と連携すること。

エ 不登校児童・生徒や障がいのある幼児・児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めること。

オ ヤングケアラーについては、本人や家族に自覚がない等の理由により、表面化しにくいことから、研修等によりすべての教職員のヤングケアラーに対する理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門人材と連携し、適切な支援につなげること。

カ 新型コロナウイルス感染症の影響により、幼児・児童・生徒を取り巻く環境がより厳しいものとなっているため、きめ細かな実態把握と専門人材等との連携を踏まえた支援に努めること。

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改正・文部科学省）
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）
「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）
「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年2月1日施行）
「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年6月改正）

- 関連項目 ⇒ PO <個々の状況に即した適切な支援の充実>
PO <発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>
<ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>
PO <日本語指導が必要な生徒に対する支援>
<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>
PO <「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>
PO <多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>
PO <中途退学防止に向けた指導体制の確立>
PO <不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実>
PO <経済的理由により就学困難な生徒への配慮>
PO <心の教育の充実> <「志（こころざし）学」の充実・改善> <体験活動の充実>
PO <がんばっている幼児・児童・生徒に対する取組みの奨励>
PO <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>
PO <教職員のカウンセリングスキルの向上>
PO <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

重点２ 障がいのある子どもの自立支援

（５）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で豊かに生きるために、小・中学校や高校、支援学校等での多様な学びの場を保障するとともに、相互理解を深め、いきいきと学校生活を送ることができる「ともに学び、ともに育つ」教育をすべての学校においてさらに推進することが必要である。

ア 新学習指導要領を踏まえ「交流及び共同学習」を計画的・組織的に継続して実施し、共に助け合い、支え合って生きていく大切さを学ぶ相互交流の機会を設けること。

イ 府立高校には、障がいのある生徒が多く在籍することから、自立支援推進校・共生推進校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の実態に即した学習機会の確保や仲間づくりの充実を図ること。

関連項目 ⇒ PO <交流及び共同学習の推進> <高等学校における支援教育の推進>

（６）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、将来の自立や社会参加をめざした効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。また、支援学校のセンター的機能の活用はもとより、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする福祉医療等の専門人材及び関係機関との連携を進める必要がある。

ア 学校は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、合理的配慮の提供に向け、本人・保護者との合意形成に努めること。

イ 障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの実態を適切に把握し、保護者、関係者等と連携した上で、「個別的教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用の充実を図ること。

ウ 医療的ケアの必要な幼児・児童・生徒が、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、とりわけ、高度・複雑化する医療的ケアに対応できるよう校内体制の整備・充実等に努めること。

エ 障がいのある児童・生徒が将来の進路を主体的に選択できるよう、進路に関する適切な情報を本人・保護者に提供するとともに、職場見学等の体験学習の充実にも努めるなど、早期からのキャリア教育を計画的・総合的に進めること。

オ 府立高校においては、支援教育コーディネーターを中心とした校内委員会はもとより、支援教育サポート校や府立支援学校のセンター的機能を活用し、校内支援体制を充実させること。

カ 通級指導教室を設置する府立高校においては、通級による指導の成果の発信に努めること。府立高校においては、通級指導教室設置校の成果を共有・活用し、障がいのある生徒の状況に応じた指導・支援の充実を図ること。

キ 府立支援学校においては、保健・福祉・医療等の関係機関や専門人材との連携のもと、センター的機能を発揮し、地域における支援教育の充実を図ること。

ク 府立支援学校においては、教育課程の点検・改善に努め、特色ある学校づくりをめざすこと。特に、高等部職業コースの充実や地域・企業と連携した教育課程の編成等により、就労や社会参加につながるキャリア教育を一層推進すること。

ケ 府立支援学校においては、部活動等による放課後や長期休暇中の学校教育活動を関係機関との連携により充実させ、障がい者スポーツ・文化芸術活動の促進を図ること。

- コ 新型コロナウイルス感染症対策においては、特に、自身の状況や気持ちを表すことが難しいなど配慮の必要な幼児・児童・生徒や、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い幼児・児童・生徒に対しては、主治医や学校医、保護者との連携をより一層進め、校内支援体制を整備し、組織的に対応すること。

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」(最新版を参照すること)
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行について(通知)」
(令和3年9月17日、文部科学省)
「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の公布について」
(令和3年6月18日、文部科学省)
「小学校等における医療的ケア実施支援資料～医療的ケア児を安心・安全に受け入れるために～」
(令和3年6月、文部科学省)
「『障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律』について～『ともに学び、ともに育つ』学校づくりをめざして～」(令和2年4月改訂)
「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」(令和2年3月・文部科学省)
「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」(平成30年5月・文部科学省、厚生労働省)
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令等の公布について(通知)」
(平成28年12月9日・文部科学省)
「大阪府教育委員会障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応規定」及び「大阪府教育委員会障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要綱」(平成28年4月施行)
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成28年4月1日施行)
「これからの大阪の教育がめざす方向について」(平成20年7月)
「特別支援教育の推進について」(平成19年4月1日・文部科学省)

関連項目 ⇒ PO <個々の状況に即した適切な支援の充実>
PO <個別的教育支援計画及び個別の指導計画の作成・活用>
<発達障がいのある幼児・児童・生徒の支援>
PO <支援学校における地域支援の推進> <医療的ケアのさらなる充実>
<障がいのある生徒へのキャリア教育の充実>

重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

【7】【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法[※1]や府人権関係3条例[※2]をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科、特別の教科 道徳、外国語活動、総合的な探究(学習)の時間、特別活動等、あらゆる教育活動において人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。

その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題(部落差別)、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。

ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう校内指導体制を整備すること。

エ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

【※１】人権３法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」

（平成 28 年 4 月施行、令和 3 年 6 月一部改正、公布）

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

（平成 28 年 6 月施行）

「部落差別の解消の推進に関する法律」（平成 28 年 12 月施行）

【※２】府人権関係３条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」（平成 10 年 10 月・令和元年 10 月一部改正）

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

（令和元年 10 月）

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

（令和元年 11 月）

「大阪府人権白書『ゆまにてなにわ（解説編）ver. 36』」（令和 4 年 3 月発行予定）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」

（令和 3 年 3 月・文部科学省）

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」（平成 30 年 3 月改訂）

「大阪府人権教育推進計画」（平成 27 年 3 月）

「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」

（平成 26 年 7 月）

「人権教育・啓発に関する基本計画」（平成 23 年 4 月・閣議決定）

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」（平成 20 年 3 月・文部科学省）

「大阪府在日外国人施策に関する指針」（平成 14 年 12 月）

「大阪府人権施策推進基本方針」（平成 13 年 3 月）

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」（平成 12 年 12 月施行）

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」（平成 10 年 3 月一部改訂）

関連項目 ⇒ PO <人権教育推進計画の作成> <人権教育の一環としての同和教育の推進>

<ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

PO <日本語指導が必要な生徒に対する支援>

<障がいのある子どもに対する人権侵害事象等への対応>

<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

PO <人権侵害事象等に対する対応> <PTAの人権意識の高揚>

<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

PO <人権教育の校内推進体制の確立と関係研究組織との連携>

（８）【いじめの防止】

いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、幼児・児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」及び「大阪府いじめ防止基本方針」を踏まえ、各学校の「学校いじめ防止基本方針」に基づき設置する、いじめに関する校内組織（「学校いじめ対策組織」等）を中心に、いじめの未然防止、早期発見、早期解決に組織的に取り組む必要がある。

ア いじめは、どの学校でも、どの幼児・児童・生徒にも起こり得るものであることを十分認識した上で組織的に取り組むこと。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくとともに、「学校いじめ防止基本方針」についても常に点検し見直すこと。

- イ いじめの早期発見については、日常より幼児・児童・生徒の理解に努めるとともに、幼児・児童・生徒の不安や多様な悩みをしっかりと受け止めること。その際、定期的ないじめに関するアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むこと。
- ウ 相談窓口の設置等、幼児・児童・生徒が相談しやすい体制を構築し、その周知を図ること。また、府が設置する「LINE 相談」「すこやか教育相談 24」等の相談窓口の周知を図ること。
- エ いじめが疑われる事象を発見し、又は相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに「学校いじめ対策組織」に当該事象に係る情報を報告するよう指導すること。その際、被害幼児・児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めること。また、「学校いじめ対策組織」等を中心に関係機関・専門機関と連携しながら、保護者の協力を得るなど、事象が深刻化することがないように迅速かつ適切に対応すること。
- オ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をすること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。
- カ 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった幼児・児童・生徒、障がいのある幼児・児童・生徒、外国にルーツのある幼児・児童・生徒、性的マイノリティ等に係る幼児・児童・生徒等に対して、いじめが行われないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の幼児・児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うこと。

「児童生徒の自殺予防に係る取組について（令和 3 年 6 月・文部科学省）」
「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年 12 月改定）
「府立学校におけるいじめ対応について」（令和元年 6 月 27 日・教高第 2128 号）
「大阪府いじめ防止基本方針」（平成 30 年 3 月改訂）
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成 29 年 3 月・文部科学省）
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成 29 年 3 月改定・文部科学省）
「いじめ防止対策推進法」（平成 25 年 9 月 28 日施行）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成 24 年 12 月）
「いじめ対応プログラムⅡ」（平成 19 年 8 月）
「いじめ対応プログラムⅠ」（平成 19 年 6 月）

関連項目 ⇒ PO <いじめの未然防止及び早期発見・早期対応>
<多様化する生徒指導上の課題への対応の充実>

（9）【情報リテラシーの育成】

情報社会や技術革新が加速度的に進み、1 人 1 台端末の導入など、日常生活や学校等での学びが変化していく中で、児童・生徒には、より一層情報や情報技術を適切かつ安全に活用していくための資質・能力を身に付けさせる必要がある。とりわけ、SNS 上でのいじめやトラブルが多数生じ、深刻な事態に発展している場合があることや、ネットワーク上で有害情報が発信されているといった現状を踏まえ、情報を適切に収集・整理・分析・表現できる力など、情報を発信する際に必要な資質・能力を育成することが重要である。

- ア 情報社会における正しい判断や望ましい態度、セキュリティの知識・技術及び健康への意識といった情報モラルを育成する取組を行うこと。
- イ 校内での携帯電話原則使用禁止など、指導方針の周知の徹底や過度の依存を防止するための総合的な取組を行うこと。

「大阪の子どもを守るネット対策事業 事業報告書&適切なネット利用のための事例・教材集」
(大阪府Webページ)

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム 追加資料」(令和元年9月更新)

「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」(平成29年2月)

「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」

(平成24年3月・携帯電話・インターネット上のいじめ等対策検討会議)

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」(平成21年3月)

関連項目 ⇒ PO <情報通信ネットワークの適切な活用>

PO <情報モラルの育成> <携帯電話等使用に係る指導の充実>

(10) 【中途退学・不登校の未然防止】

府立高校における中途退学・不登校を未然に防止するため、関係機関との連携やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門人材の活用を進め、生徒の状況に応じた教育活動を推進する必要がある。

ア 中高連携・人間関係づくり・基礎学力の充実を柱とする学校運営・教育相談体制の充実を図り、キャリア教育を推進すること。

イ とりわけ中途退学の多い学校においては、生徒の実態を的確に把握してその原因を分析し、未然防止の取組みを組織的に推進すること。

ウ 不登校から原級留置や中途退学に至る生徒も多いことを踏まえ、不登校の兆しの早期発見に努めること。その際、家庭・専門人材・福祉等の関係機関と連携し、校内の相談体制の充実を図ること。

エ 中途退学・不登校の未然防止に効果のあった実践例を共有し、各学校の状況に応じた教育活動のさらなる推進を図ること。

オ 不登校の生徒には、本人及び保護者との信頼関係を保ちながら、再び登校できるように支援を行うとともに、今後の社会との関わりという視点を持ちつつ、関係機関等と連携した取組を進めること。

カ 今般の新型コロナウイルス感染症の影響による不安やストレス、家庭環境の変化などに起因して、個別の支援が必要な生徒が増加していると考えられることから、生徒の実態把握に一層努めること。

「働く前に知っておくべき13項目」(令和3年5月)

「中退の未然防止のために 実践事例集」(平成27年5月)

「中退の未然防止のために」(平成22年3月)

関連項目 ⇒ PO <中途退学防止に向けた指導体制の確立>

PO <不登校児童・生徒の状況把握と教育相談体制の充実>

(11) 【部活動の取組み】

各学校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すよう、地域、学校、分野、活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア 「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)に則り、各学校が策定する「学校の部活動に係る活動方針」に基づき、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

イ 学校運営協議会等の意見を参考にしながら、学校全体として部活動の指導・運営に係る体制を構築すること。

「部活動の適切な運営について」（令和元年 12 月 2 日・教保第 2211 号）
 「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成 31 年 2 月）
 「文化庁活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 12 月・文化庁）
 「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」（平成 30 年 3 月・スポーツ庁）
 「全校一斉退庁日及びノークラブデー（部活動休養日）の実施について」
 （平成 28 年 12 月 7 日・教職企第 1838 号）
 「運動部活動での指導のガイドラインについて」（平成 25 年 6 月・文部科学省）
 「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」
 （平成 24 年 7 月 31 日・教委高第 2149 号）

関連項目 ⇒ PO ＜部活動の在り方＞

重点 4 健やかな体のはぐくみ

(12) 【薬物乱用防止の取組み】

大麻・覚醒剤等の薬物乱用防止教育については、学校保健計画の中に位置付け、喫煙・飲酒とともに、指導計画を策定し、保護者への啓発を含め、学校教育活動全体を通じて取り組むこと。

ア 学校薬剤師や警察官等の専門家等による薬物乱用防止教室を年 1 回以上開催すること。とりわけ、府内における未成年者の大麻乱用が急速に拡大し、極めて深刻な事態となっていることから、正しい知識の普及、啓発を図ること。また、「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成 24 年 12 月 1 日施行）を踏まえ、「危険ドラッグ」の危険性についても理解させること。

「大麻等薬物乱用防止教育の充実及び大麻乱用防止に向けた啓発資料（チラシ）の配付について」
 （令和 3 年 8 月 18 日・教保第 1919 号）
 「大麻等薬物乱用防止教育の充実及び啓発資料の活用について」
 （令和 2 年 9 月 4 日・教保第 1815 号）
 「大麻等薬物乱用防止教育の充実強化について」（平成 30 年 10 月 24 日・教保第 2007 号）
 「緊急大麻対策としての学校訪問への協力依頼について」（平成 30 年 9 月 27 日・教高第 2799 号）
 「薬物乱用防止教育の推進について」（平成 28 年 2 月 5 日・教委保第 2448 号）
 「大阪府薬物の濫用の防止に関する条例」（平成 24 年 12 月 1 日施行）

重点 5 教員の資質向上

(13) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。特に、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身につけさせることが重要である。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。加えて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア 「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めること。

イ 生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めること。

ウ 府教育センター実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。

エ 「府立学校リーダー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

「大阪府教員等研修計画」（令和4年3月改訂予定）
 「初任者等育成プログラム」（令和4年3月改訂予定）
 「ミドルリーダー育成プログラム」（平成22年より毎年度発行、令和4年3月発行予定）
 「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂予定）
 「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）

関連項目 ⇒ PO <社会の変化やニーズに対応した資質・能力の向上>

<教職員相互に高め合う職場環境づくり>

<校内外の研修を効果的に活用した人材育成>

<その他各種研修成果の還元> <教職員全体の指導力向上>

PO <支援学校における教員の専門性の向上> <教職員のカウンセリングスキルの向上>

<教職員人権研修ハンドブックの活用>

(14) 【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、幼児・児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて取り組むことが必要である。

ア 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに担当課へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「教職員の綱紀の保持について（通達）」（令和3年11月30日予定・教職人第〇〇号）
 「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月30日改正）
 「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」
 （令和2年12月24日・教職人第3776号）
 「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」
 （令和2年12月24日・教職人第3777号）
 「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》（改訂版）」（令和2年3月改訂）
 「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）
 「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月26日改正）

関連項目 ⇒ PO <飲酒運転について> <服務監督について>

PO <自家用自動車等を使用しての通勤認定について>

<通勤について> <兼職・兼業について> <旅費について>

(15) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは子どもに対する重大な人権侵害であるにもかかわらず、根絶されていない現状を重く受け止め、体罰、セクシュアル・ハラスメントは絶対に許さないということを一人ひとりの教職員が改めて理解・認識するとともに、学校全体として防止・根絶に取り組む必要がある。事象が生じた場合は被害者保護を最優先に組織的に対応する必要がある。

ア 校内研修を実施するなど、教職員に対して指導の徹底を図り、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識を醸成すること。

イ 校内に相談窓口を設置し、幼児・児童・生徒、保護者への周知を徹底するとともに、アンケート調査の活用等あらゆる機会をとらえて実態把握に努めること。

ウ 万一、事象が生じた場合に備えて、迅速かつ的確に対応できる校内体制を整えること。

「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通達）」
（令和2年12月24日・教職人第3776号）
「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通達）」
（令和2年12月24日・教職人第3777号）
「令和2年度セクシュアル・ハラスメントに関するアンケートの実施について」
（令和2年7月6日・教高第1938号）
「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）
「児童生徒健康診断の実施におけるセクシュアル・ハラスメント等の防止について」
（平成29年12月8日改正）
「教職員による児童生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」
（平成29年5月改訂）
「体罰根絶に向けた取組の徹底について」（平成25年8月20日・教委高第2328号）
「体罰の禁止及び児童生徒理解に基づく指導の徹底について」
（平成25年3月21日・教委高第3966号）
「セクシュアル・ハラスメント防止のために一障がいのある幼児・児童・生徒の指導や介助方法における留意点」 （平成22年11月）
「セクシュアル・ハラスメントを許さない学校に」（平成21年4月）
「セクシュアル・ハラスメント・ガイドライン」（平成20年3月改訂）
「体罰防止マニュアル（改訂版）」（平成19年11月）
「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメントを防止するために Q&A集」
（平成15年3月）

関連項目 ⇒ PO <体罰の防止> <セクシュアル・ハラスメントの防止>
<相談窓口・被害者救済システムの周知と事象への対応>

(16) 【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア 職場におけるハラスメントの防止に向けて、指針の周知徹底を図るとともに、校内研修の充実や「パワハラ セルフチェック」シートの活用等を通じて教職員の意識啓発を一層図ること。

イ 校内の相談体制の整備に努め、教職員に相談窓口の周知を図ること。

ウ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進に努めること。

エ まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めること。万一事象が生じた場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための校内研修を実施するなど再発防止に努めること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和2年6月30日改正）
 「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和2年6月30日改正）
 「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」（令和2年6月30日改正）
 「ハラスメント『0（ゼロ）』に向けて」教育長メッセージ
 （平成27年7月16日・教委職人第1863号）

(17) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と学校が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア 校長は、授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の状況把握を的確に行うとともに、当該教員への適切な指導・助言、校内研修の実施等、校内におけるサポート体制を整備し、その充実を図ること。

イ 府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用し、早期改善に努めること。

ウ 校長は、指導改善研修が必要であると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。

エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件付採用の趣旨を踏まえて厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」（平成31年4月改訂）

重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(18) 【校長のリーダーシップによる学校経営の確立】

学校経営に当たり校長・准校長の権限と責任のもと、適切なリーダーシップを発揮し、「学校組織運営に関する指針」に基づく学校経営を行うことが必要である。

また、学校教育法施行規則の一部改正により、府立高校においてはスクール・ミッションやスクール・ポリシーの策定・公表が必要となっていることから、策定に向けた検討を速やかに進める必要がある。

ア すべての教職員が相互に資質を高め合う同僚性の高い職場環境づくりに努め、教職員の組織力の向上を図ること。

イ いじめ・虐待等の生徒指導事象はもとより、感染症や災害への対応等あらゆる危機管理事案に対して、適切に対応できる組織となっているか、常に見直しを図ること。

ウ 府立高校においては、各学校に期待される社会的役割等（スクール・ミッション）やそれに基づく三つの方針（スクール・ポリシー）の策定に向けて、自校の教育活動が体系的かつ継続的なものとなるよう、学校を取り巻く課題等の検討を図ること。

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」
 （令和3年3月31日・文部科学省）
 「学校組織運営に関する指針」（平成31年1月16日改訂）

関連項目 ⇒ PO ＜PDCAサイクルによる学校経営の推進＞

＜学校評価における学校関係者評価の活用＞ ＜組織的・効率的な学校運営＞

PO ＜支援チームの活用＞ ＜職員会議の適切な運営＞ ＜加配教員の適切な活用＞

(19) 【働き方改革】

府立学校において、各学校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取組みや、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

ア 「府立学校における働き方改革に係る取組みについて（平成30年3月）」などをもとに、着実に取組みを進めること。

イ 教職員の在校等時間については、関係法令、規則及び要綱に基づき、定められた上限の範囲内とするため、業務量の適切な管理を行うこと。

また、教育職員の在校等時間を適正に把握し、時間外在校等時間の縮減を図ること。特に、1か月の時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員には、ヒアリングを実施し、ヒアリング等実施シートにより業務内容等を把握するとともに、必要に応じ業務処理方法に関する指導・助言を行い、教職員の健康の保持・増進に努めること。

ウ 定時退庁に努め、遅くとも午後7時までに全員退庁するものとする「全校一斉退庁日」を、少なくとも週1回設定すること。なお、定時制及び通信制の課程にあつては、定時退庁に努めること。

エ 教員の長時間勤務の要因の一つになっている部活動については、「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）に基づき、週1回のノークラブデーを含め適切な休養日を設定し、部活動における長時間勤務の縮減に向けて、学校全体として取り組むこと。また合同部活動の実施に当たっては、教員の負担軽減に配慮するよう、学校間・教員間で十分に連携を図ること。

「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する規則」
(令和2年3月30日・教職企第2659号)
「府立学校の教育職員の業務量の適切な管理等に関する要綱」
(令和2年3月30日・教職企第2659号)
「在校等時間の適正な把握のための手続等に関する要綱」
(令和2年3月30日・教職企第2672号)
「大阪府立学校における時間外勤務に関する要綱」 (平成31年3月29日・教職企第2576号)
「部活動の適切な運営について」 (令和元年12月2日・教保第2211号)
「大阪府部活動の在り方に関する方針」 (平成31年2月)
「働き方改革ポータルサイト」 (教育庁教職員室室内Webページ)
「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」 (平成30年3月28日・教総第3447号)
「全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施について(通知)」
 (平成28年12月7日・教職企第1838号)
「労働基準法第36条第1項の規定による時間外労働及び休日労働に関する協定(三六協定)締結の手引き(府立学校版)」 (平成27年7月)
「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例・同規則」
 (平成7年3月17日)
「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法」 (昭和46年法律第77号)
「府立高等学校等の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」 (いわゆる超勤4項目、勤務時間の割振り、休暇制度等) (昭和41年1月17日)

関連項目 ⇒ PO <在校等時間管理について>
 PO <休憩時間について> <労働安全衛生体制の充実>

(20) 【個人情報の適正な管理】

府立学校において、個人情報の紛失や流出等の事象が度重なり生起していることを踏まえ、何よりもまず、個人情報の取扱いに対する教職員の意識を高めることが必要である。そのためには、教職員一人ひとりが個人情報の適正な取扱いができるよう、定められた手順を守ることをはじめ、個人情報の管理のためのルール of 徹底を図る必要がある。

ア 「大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針」及び「大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱」(平成27年12月4日決定)に基づき、個人情報の適正な取扱いに努めること。

イ 個人情報の誤送付や紛失が相次いでいる現状を踏まえ、「個人情報の適正管理のために」(平成30年9月)等を用いて、教職員に対し研修を行うとともに一人ひとりに個人情報を取り扱う者としての責任の重さを改めて強く意識させること。

ウ 万一事象が生じた場合には、速やかな連絡・報告が必要となるため、あらかじめその方法を全教職員に周知徹底するとともに、事後の対応が迅速かつ的確にできる体制についても整えておくこと。

「令和3年度 教育庁個人情報の適正管理等に関する研修資料」 (令和3年8月)
「社会的養護の児童における個人情報の取扱いについて」 (令和3年8月25日・教高第2515号)
「教育委員会情報セキュリティポリシー実施手順」 (令和3年3月29日改正・教総第3259号)
「『大阪府教育委員会における個人情報の取扱い及び管理に関する要綱』及び『大阪府教育委員会における個人情報の安全管理に関する基本方針』の一部改正について」
 (令和2年1月9日・教総第2635号)
「個人情報の適正管理のために」 (平成30年9月12日・教高第2583号)
「個人情報の適正な管理について」 (平成27年6月3日・教委高第1653号)
「統合ICTネットワークへの個人情報データ移行について」
 (平成26年7月1日・教委高第1910号)

「個人情報の適正な管理等について」

(平成 24 年 6 月 20 日・教委高第 1776 号／教委施財第 1809 号)

「個人情報の適正な管理・保管について」 (平成 16 年 6 月 9 日・教委学事第 1427 号)

関連項目 ⇒ PO <情報管理規定の策定> <行政文書や個人情報の適切な取扱い>
<情報機器からの情報漏洩の防止>

重点7 安全で安心な学びの場づくり

(21) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

尊い命が絶たれるという重大な事象や、増加する子どもへの虐待の対策として、幼児・児童・生徒一人ひとりの状況を的確に把握し、子ども家庭センターや市町村関係部局等の各機関と連携しながら、必要な指導・支援を行う必要がある。

ア 幼児・児童・生徒が被害者にも加害者にもならないよう、あらゆる教育活動を通じて幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合える環境を整えること。

イ 幼児・児童・生徒の生命・身体を守るために、日頃の状況を把握するとともに、教育相談体制を充実させることにより、小さな変化を見逃さず、事象や課題の早期発見、早期対応に努めること。
とりわけ、今般の新型コロナウイルス感染症の影響による家庭環境や日常生活の変化に起因する幼児・児童・生徒の心身への影響にも十分留意すること。

ウ 「児童虐待の防止等に関する法律」に基づき、児童虐待を受けたと思われる幼児・児童・生徒を発見した場合、速やかに関係機関に通告し、連携して継続的に支援すること。

「学校・教育委員会等向け 虐待対応の手引き」（令和2年6月改正・文部科学省）
 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～【要点編】」（令和元年12月）
 「子どもたちの輝く未来のために ～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）
 「大阪府子どもを虐待から守る条例」（平成23年2月1日施行）
 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成19年6月改正）

関連項目 ⇒ PO <生徒支援のための校内体制の充実及び関係機関との連携>

(22) 【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、自然災害から幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成するとともに、自らが支援者となる観点を踏まえ、「共助」に関する意識の向上を図ること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の自校の避難場所を想定し、危機管理マニュアルや大規模災害時初期対応マニュアルに明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行い、災害に備えた危機管理体制の確立を図ること。

ウ 教職員には「教職員防災必携」を常に携帯させ、非常配備が発令された場合は、それに従って行動するよう指導を徹底しておくこと。

「令和3年度府立学校の防犯及び防災計画等の作成及び提出並びに非常変災時の報告について」
 (令和3年8月4日・教高第1519号)
「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」
 (令和3年6月30日・教保第1616号)
「『学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン』の活用について」
 (令和3年6月17日・教保第1507号)
「学校における防災教育の手引き(改訂2版 補訂版)」
 (令和元年6月改訂、令和3年3月補訂)
 「避難所における新型コロナウイルス感染症への対応について」
 (令和2年7月6日・教高第1905号)
 「『教職員防災必携』について」(平成30年9月12日・教高第2590号)
 「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」(平成30年2月・文部科学省)
 「大規模災害時初期対応マニュアル」の作成について(平成29年3月31日・教高第4137号)
 「『大阪府津波浸水想定』の設定について」(平成25年8月27日・教保第1831号)
 「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」
 (平成25年3月・文部科学省)
 「学校防災マニュアル(地震・津波災害)作成の手引き」(平成24年3月・文部科学省)

関連項目 ⇒ PO <学校安全計画の策定>

(23) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行えるよう体制を整えることが必要である。

ア 食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、自校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、必要に応じて見直すこと。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、幼児・児童・生徒の状況に応じたものとするよう努めること。

イ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び自校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

ウ 食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、食物アレルギーの事故は、いつ、どこでも起きるものだと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施すること。

エ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や各学校の「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等を含め、適切に対応すること。

オ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるようにすること。

カ 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果の保管を行うこと。

キ 「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により児童・生徒が医療を受けることができなくなることを防ぐよう、関係機関とも連携して適切に対応すること。

「府立学校における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校での教育活動等を行うにあたって～」(最新版を参照すること)
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」(令和4年3月改訂予定)
「熱中症事故の防止について」
(令和3年6月18日・教保第1501号、令和3年5月14日・教保第1313号)
「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」
(令和3年6月15日・教保第1501号)
「熱中症対策アラートの活用及び周知について」(令和3年6月11日・教保第1494号)
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」(令和元年度改訂)
(令和2年3月・日本学校保健会)
「『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」(令和元年5月29日・教保第1316号)
「学校において予防すべき感染症の解説」(平成30年3月・日本学校保健会)
「人権教育リーフレット6『食物アレルギーのある子どもへの配慮』」(平成27年3月)
「学校給食における食物アレルギー対応指針」(平成27年3月・文部科学省)
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」
(平成26年3月28日・教委保第2889号)

関連項目 ⇒ PO <安全確保及び学校の安全管理>
PO <安全対策の推進> <緊急事態への対応>

(24) 【学校の体育活動中の事故防止等の取組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図ること。

「水泳等の事故防止について」(令和3年4月・スポーツ庁)
「熱中症事故の防止について」(令和3年4月・文部科学省)
「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」(平成26年3月・文部科学省)

関連項目 ⇒ PO <学校の体育活動中の事故防止等の徹底>

重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(25) 【家庭教育支援の充実】

家庭環境や価値観の多様化、情報の氾濫、経済的格差等、家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭教育が困難な現状が指摘される中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育が充実する取組みを促進する必要がある。

ア 児童・生徒に対して、学校の授業など様々な機会を通じて、親学習の推進・充実を図ること。また、保護者が、家庭教育について考えたり相談したりできるよう、その推進に努めること。

「『親』をまなぶ・『親』をつたえる」(令和2年3月増補)
「『親』をまなぶ・『親』をつたえる 親学習 指導事例」(令和2年3月増補)
「特色ある家庭教育支援の取組み一覧」(大阪府Webページ)

関連項目 ⇒ PO <親学習の実施促進>



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～
～大阪のふたごプロジェクト～



大阪府

教育庁教育振興室高等学校課

令和2年2月発行

〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL06(6941)0351

ホームページアドレス [http://](http://kyoikus)

lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html

電子メール kyoikus

pref.osaka.lg.jp

令和 4 年 度

市町村教育委員会に対する指導・助言事項

～ 未 来 を ^{ひら} 拓 く 教 育 を め ざ し て ～

大阪府教育委員会

目 次

■ 令和4年度の実施の重点

特別重点	新型コロナウイルス感染症に係る対応	2
重点1	小中学校の教育力の充実	
	(1) 【学習指導要領の確実な実施】	4
	(2) 【学力向上の実施の充実】	4
	(3) 【学びに向かう環境づくりの充実】	6
	(4) 【外国語（英語）教育の充実】	6
重点2	障がいのある子どもの自立支援	
	(5) 【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】	7
	(6) 【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】	7
重点3	豊かでたくましい人間性のはぐくみ	
	(7) 【心の教育の充実】	8
	(8) 【人権尊重の教育の推進】	9
	(9) 【読書活動の推進】	11
	(10) 【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取り組みの推進】	11
重点4	健やかな体のはぐくみ	
	(11) 【体力づくりの取り組み】	14
重点5	教員の資質向上	
	(12) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】	14
	(13) 【不祥事の防止】	15
	(14) 【体罰・セクハラ防止の取り組み】	16
	(15) 【職場におけるハラスメントの防止】	17
	(16) 【「指導が不適切である」教員への対応】	17
重点6	学校の組織力向上と開かれた学校づくり	
	(17) 【学校の組織力の向上】	18
	(18) 【働き方改革】	18
	(19) 【部活動の在り方】	19
重点7	安全で安心な学びの場づくり	
	(20) 【子どもたちの生命・身体を守る取り組み】	19
	(21) 【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取り組み】	21
	(22) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】	22
	(23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取り組み】	23
重点8	地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援	
	(24) 【教育コミュニティづくりの推進】	24
	(25) 【家庭教育支援の充実】	24
	(26) 【幼児期の教育の推進】	25

特別重点 新型コロナウイルス感染症に係る対応

新型コロナウイルス感染症について長期的な対応が求められるところであり、学校園における感染及びその拡大のリスクを低減したうえで、幼児・児童・生徒の学びを保障していく必要がある。

その際には、新型コロナウイルス感染症に関する偏見や差別等が生じないように指導するとともに、特定の教職員に過度な負担がかからないよう十分留意する必要がある。

ア 子どもの安心・安全の確保

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」を参考に、学習活動や学校行事、学校生活における様々な場面（給食、休み時間や清掃時等）、部活動等において、引き続き感染症対策を継続しながら教育活動を行うよう指導すること。また、感染するリスクは誰にでもあるということを踏まえ、学校園において感染が確認された際に適切に対応できる体制を引き続き整備しておくとともに、新型コロナウイルス感染症の状況に応じて、常に対策及び体制について見直しを図るよう指導すること。

また、「新しい生活様式」を取り入れた学校生活等、これまでとは違う環境のなかで、様々なストレスにさらされている幼児・児童・生徒一人ひとりの心身の状況把握に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症への不安や経済状況の悪化等による家庭環境の変化等によって、様々な思いや悩みを持つ幼児・児童・生徒に対して、保護者や専門家（スクールカウンセラー等）、関係機関と連携しながら、教職員全体で支えていくよう指導すること。

イ 学びの保障

学習指導要領の趣旨を踏まえ、カリキュラム・マネジメントの充実を図り、感染症対策を継続しながら工夫して「主体的・対話的で深い学び」の実現に努めるとともに、学校行事を含めた学校教育ならではの学びを大事にしながら教育活動を進めるよう指導すること。

また、感染症の発生等による学校の臨時休業や出席停止等によりやむを得ず学校に登校できない場合でも、すべての子どもたちの学びを保障することができるよう指導すること。その際、地域や学校、児童生徒の実情等を踏まえ、家庭学習における教材等を工夫したり、オンラインを活用したりするなどの措置を講じるよう指導すること。

ウ 人権尊重の教育の推進

新型コロナウイルス感染症に関わって、感染者や医療従事者、その家族等に対する偏見や差別につながるような行為は明らかな人権侵害であり、断じて許されないことであるから、偏見や差別を許さない人権が尊重された教育の推進に努めるよう指導すること。

その際、新型コロナウイルス感染症に対する正しい知識と理解を深める学習や、いじめを起こさないための集団づくり等を一層充実させること。

エ 教職員の負担軽減

新型コロナウイルス感染症に係る対応において、スクール・サポート・スタッフ等を活用するとともに、特定の教職員に過度な負担がかからないよう、予め役割分担を行い体制を整えておくよう指導すること。

全体に係る資料

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～（市町村立学校園版）」（最新版を参照すること）

「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」文部科学省（最新版を参照すること）

「新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドラインの改訂について」（令和3年2月）文部科学省

イに係る資料

「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」

（令和3年2月）文部科学省

「小中学生に向けた家庭学習教材等について」（令和2年6月）（教材や授業動画）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

「小中学生に向けた家庭学習教材等」の解説動画（令和2年4月）

http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/rinji/douga_syoutyu/index.html

ウに係る資料

「人権教育リーフレット『新型コロナウイルス感染症に関わる偏見や差別』」（令和3年3月）

「新型コロナウイルス感染症に伴う差別等について考える教材及び学習指導案」（令和2年7月）

アの関連項目⇒PO＜学びに向かう環境づくりの充実＞

PO＜学校の組織力の向上＞

PO＜保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底＞

PO＜健康教育の充実＞＜生活習慣の確立＞

PO＜学校保健計画の策定＞＜学校保健委員会の開催＞

イの関連項目⇒PO＜学習指導要領の確実な実施＞＜学力向上の取り組みの充実＞

PO＜教育課程の編成＞

PO＜情報活用能力の育成＞

ウの関連項目⇒PO＜人権尊重の教育の推進＞

PO＜いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取り組みの推進＞

PO＜子どもたちの生命・身体を守る取り組み＞

PO＜校内体制の構築＞

PO＜人権侵害事象等に対する対応＞

エの関連項目⇒PO＜働き方改革＞

重点1 小中学校の教育力の充実

(1) 【学習指導要領の確実な実施】

学習指導要領を踏まえ、基礎的・基本的な知識・技能の確実な習得と思考力・判断力・表現力等の育成を図るとともに、予測できない変化に主体的に向き合い、自らの可能性を発揮しようとする態度を養うことが重要である。

ア 社会や世界の状況を幅広く視野に入れ、地域や学校、児童・生徒の実態等を十分考慮し、学校の教育目標を設定、社会と共有するよう指導すること。

イ 設定した目標の実現をめざして、学校が社会と共有・連携しながら適切な教育課程を編成し、カリキュラム・マネジメントの実現を図り、創意工夫を生かした特色ある教育活動を実施するよう指導すること。

ウ 新型コロナウイルス感染症の影響がある中においても、学校行事等について、それぞれの目標を踏まえて、児童・生徒や学校の実態に応じて創意工夫して実施するよう指導すること。

エ 感染症や災害の発生等の非常時に、一定の期間児童生徒がやむを得ず学校に登校できない場合には、指導計画等を踏まえた教員による学習指導と学習状況の把握をオンラインを活用するなどして行うよう指導すること。

オ 特別の教科 道徳（以下「道徳科」という）を要とした道徳教育の充実を図るよう指導すること。

「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」（令和3年3月）文部科学省

「カリキュラム・マネジメントの手引き」（令和3年3月）

「感染症や災害等の非常時にやむを得ず学校に登校できない児童生徒の学習指導について」（令和3年2月）文部科学省

「学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】」（令和2年8月）
（中学校については解説動画あり）

http://www.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/teachers_1.html

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）文部科学省
「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（平成31年3月）文部科学省

「新学習指導要領のポイント」（平成31年2月）

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年3月・7月）文部科学省

関連項目⇒PO＜教育課程の編成＞＜学習評価の充実＞

PO＜土曜日等の授業について＞＜総合的な学習の時間について＞

PO＜国旗・国歌の指導＞

(2) 【学力向上の取組みの充実】

各学校において、これまでの学力向上の取組みの成果を踏まえ、組織体制を有効に機能させ、学力や学習状況に関する調査結果を活用するなどして、PDCAサイクルに基づいた取組みを充実し、子ども一人ひとりの「確かな学力」の育成を図ることが重要である。

ア 確かな学力の育成に当たっては、児童・生徒の学習の状況を詳細に把握、分析し、課題に正対した取組みを組織的かつ計画的に進めるよう指導すること。その際、すすすくウォッチで育成をめざす思考力・判断力・表現力や非認知能力（未来に向かう力・好奇心）を参考に、子どもたちに必要な資質・能力を着実に身に付けさせるよう指導すること。

イ 言語能力は、すべての教科等における学習の基盤となる資質・能力として重要なものであることから、その育成に当たっては、国語科を中心としたすべての教科で発達段階に応じた系統的な指導を行うよう指導すること。その際、府教育委員会が提供している学習教材等も積極的に活用するよう指導すること。

ウ 情報活用能力は、情報及び情報技術を適切かつ効果的に活用し、問題を発見・解決したり自分の考えを形成したりしていくために必要な資質・能力であることから、その育成に当たっては、各教科等の特質を生かしつつ、教科等横断的な視点をもって取り組むとともに、1人1台端末等のICTを計画的に活用するよう指導すること。

エ 学習指導の充実に当たっては、学校全体で指導形態や指導体制を工夫し、個別最適な学びと協働的な学びの充実に図るよう指導すること。その際、教員が1人1台端末等のICT機器を効果的に活用し、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うよう指導すること。

「すすすくウォッチ結果概要」（令和3年）

「すすすくウォッチわくわく問題参考資料」（令和3年10月）

「すすすくウォッチ わくわく問題を活用した指導案について」（令和3年6月）

「すすすくウォッチ わくわく問題を活用した指導参考資料及び解答類型について」

（令和3年6月）

「学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に関する参考資料」（令和3年3月）文部科学省

「GIGAスクール構想の下で整備された1人1台端末の積極的な利活用等について」（令和3年3月）文部科学省

「教育の情報化に関する手引（追補版）」（令和2年6月）文部科学省

「小中学生に向けた家庭学習教材等について」（令和2年6月）（教材や授業動画）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/gakunennbetukatei/index.html>

「算数・数学の授業づくりハンドブック」（令和2年6月）

「小学校理科ハンドブック（改訂版）」（令和2年3月）

「国語の授業づくりハンドブックⅡ」（令和2年2月）

「ことばのちから活用事例」（平成31年2月）

<http://www.pref.osaka.lg.jp/shochugakko/kotobanotikara/kotobakatuyoujirei.html>

「ことばのちから」（平成30年6月）

リーフレット・教材「ことばの力を確実に育む」（平成29年11月）

「国語の授業づくりハンドブック」（平成29年11月）

「小学校理科ハンドブック」（平成29年11月）

「校内研究の栞」（平成25年3月）

「大阪の授業STANDARD」（平成24年5月）

DVD「確かな学力をはぐくむ1. 2. 3」（平成21.22.23年）

「学習指導ツール」（平成20～24.26.27年）

<https://e-entry.osaka-c.ed.jp/education/tool/tool-top/tool-index.html>

リーフレット「学びを創る10のアイデア」（平成21年3月）

「学習改善のためのガイドライン」（平成20年）

関連項目⇒PO＜確かな学力の育成と授業改善＞

PO＜学力・学習状況調査等の活用＞

PO＜指導方法の工夫改善＞＜情報活用能力の育成＞

PO＜校種間連携の推進＞

PO＜学校図書館の活用＞

(3) 【学びに向かう環境づくりの充実】

貧困、虐待、ヤングケアラーなど、大阪の子どもたちをめぐる様々な現状や課題を踏まえ、すべての児童・生徒の学校生活を支え、安心して学べる環境を整えることにより、子どもたちが自他を大切に、よりよく生きようとする意欲や態度を育むことが重要である。

ア 全教職員が、正しい子ども理解と児童・生徒との信頼関係に基づく、一致協力した指導体制を築くことで、組織的に対応するよう指導すること。

イ 日々の学校生活において、児童・生徒が主体的に取り組む共同的な活動や自己存在感や充実感を感じられる取組を推進するよう指導すること。

ウ 不登校児童・生徒、障がいのある児童・生徒、日本語指導が必要な児童・生徒等に対して、教育的ニーズに応じた支援に努めるよう指導すること。

エ ヤングケアラーについては、本人や家族に自覚がない等の理由により、表面化しにくいことから、ヤングケアラーについて教職員の理解を深めるとともに、早期発見・把握に努め、関係機関や専門家と連携し、適切な支援につなげるよう指導すること。

オ 児童・生徒を取り巻く環境の改善に向けては、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や福祉機関を含めた関係機関との連携を図るよう指導すること。特に、新型コロナウイルス感染症の影響により、児童・生徒に係る環境がより厳しいものとなっているため、きめ細かな実態把握と専門家等との連携を踏まえた支援に努めること。

「ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み」（令和3年9月）

「大阪府子ども総合計画（第二次大阪府子どもの貧困対策計画）（令和2年3月）

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」（平成29年11月）

生徒指導提要（平成22年3月）文部科学省

関連項目⇒PO＜組織的な取組みの充実＞＜児童・生徒の自主活動の推進＞

PO＜日本語指導の充実＞

(4) 【外国語（英語）教育の充実】

小学校中学年における外国語活動や高学年での外国語（英語）の教科化、中学校では授業を英語で行うことを基本とするなど、学習指導要領の趣旨や内容を十分理解したうえで、確実に実施するため、学校に対する支援と適切な指導が必要である。

ア 小学校中学年では、外国語（英語）の音声や基本的な表現に慣れ親しませる体験的な活動を充実させ、「聞くこと」「話すこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合う力の素地を養うよう指導すること。

また、高学年では、「聞くこと」「話すこと」に加え、「読むこと」「書くこと」を通して、外国語（英語）で自分の考えや気持ちなどを伝え合うことができる基礎的な力を養うよう指導すること。また、適切な評価についても指導すること。

イ 中学校では、小学校の内容を踏まえたうえで、4技能をバランスよく指導するとともに、外国語（英語）を実際に活用する場面を設定し、互いの考えや気持ちなどを外国語（英語）で即興的に伝え合う対話的な言語活動を行い、主体的にコミュニケーションを図ることができる力を養うよう指導すること。

ウ 中学校区で一貫性のある学習到達目標を作成し、学校間の交流や効果的な研修に努め、外国語（英語）教育の充実を図るよう指導すること。

「学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】」（令和2年8月）

（中学校については解説動画あり）

http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/teachers_1.html

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）

「小学校のカリキュラム・マネジメントを円滑に進めるための手引き」（平成31年2月）

「英語によるコミュニケーション力の土台となる力を育む」（平成30年2月）

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年3月・7月）文部科学省

「大阪府公立小学校英語学習6カ年プログラム・DREAM」（平成27年12月）

「英語を使うなにわっ子」育成プログラム（平成25年8月）

関連項目⇒PO＜小学校外国語（英語）教育の推進＞

PO＜中学校外国語（英語）教育の推進＞

重点2 障がいのある子どもの自立支援

（5）【「ともに学び、ともに育つ」教育のさらなる推進】

障がいの有無にかかわらず、すべての幼児・児童・生徒が地域社会で、豊かに生きるために、支援教育の推進に当たっては、すべての学校園において、これまで培ってきた「ともに学び、ともに育つ」教育を継承し、より一層発展させることが必要である。

ア 「ともに学び、ともに育つ」という観点からの学校づくり・集団づくりをより一層進めること。

イ すべての幼児・児童・生徒、教職員、保護者、地域に対する支援教育への理解啓発を一層推進すること。

関連項目⇒PO＜「ともに学び、ともに育つ」学校づくり・集団づくりの推進＞＜教職員の資質向上＞

PO＜就学相談・支援の充実＞＜交流及び共同学習の充実＞

PO＜支援学校のセンター的機能の活用＞

（6）【一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援の充実】

障がいのあるすべての子ども一人ひとりの自立に向けた効果的な指導・支援の充実を図ることが必要である。

ア 全教職員が、支援を必要とする一人ひとりの教育的ニーズに応じた適切な指導・支援について共通理解を図るとともに、支援教育に対する専門性を高め、学校園全体の取組みを充実していくこと。

イ 通常の学級においても、必要に応じ、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用し、一貫した支援を行うとともに、医療・福祉・保健・労働等の関係機関と連携しながら、確実な引継ぎを進めること。

ウ 児童・生徒の障がいの状況に応じた指導・支援の工夫や、支援学級及び通級による指導における自立活動を取り入れた教育課程の編成について、一層の充実を図ること。

エ 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策において、医療的ケアの必要な児童・生徒や、基礎疾患がある児童・生徒等、重症化リスクの高い児童・生徒に対しては、主治医や学校医、家庭との連携をより一層進め、安全安心に学校生活を送れるよう適切な対応に努めること。

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル（市町村立学校園版）」
（最新版を参照すること）
「医療的ケア児に関わる主治医と学校医等との連携等について」（令和2年3月）文部科学省
「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の施行について」（平成30年8月）文部科学省
「教育と福祉の一層の連携等の推進について」（平成30年5月）文部科学省・厚生労働省
「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」
（平成29年3月・7月）文部科学省
「発達障害を含む障害のある幼児児童生徒に対する教育支援体制整備ガイドライン」
（平成29年3月）文部科学省
「発達障害者支援法の一部を改正する法律」（平成28年8月）
「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成28年4月）
「特別支援教育の推進について」（平成19年4月）文部科学省

関連項目⇒PO＜合理的配慮についての適切な対応＞＜障がいのある児童・生徒の教育課程の編成＞

PO＜個別の教育支援計画・個別の指導計画の作成・活用＞

PO＜通常の学級に在籍する児童・生徒への支援の充実＞＜病弱児や医療的ケアの必要な児童・生徒への支援の充実＞

PO＜早期からの切れ目ない支援体制の構築＞

重点3 豊かでたくましい人間性のはぐくみ

（7）【心の教育の充実】

児童・生徒の豊かな人間性を育むため、学校の教育活動全体を通じた道徳教育を推進するとともに、多様な体験活動等の充実を図ることも必要である。

ア 人間尊重の精神や生命及び自然を尊重する精神、自らを律し他人を思いやる心、規範意識、公共の精神、社会の形成に参画する態度などを養う取り組みを進めるよう指導すること。取り組みに当たっては、他者との対話等の中で、多様な価値観にふれながら、自ら考え、より良い方向をめざす資質・能力を育むよう指導すること。

イ 伝統と文化を尊重し、それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に貢献する態度を養うなど、平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚や忍耐力・責任感を育てる取り組みを進めるよう指導すること。

ウ 体験活動では、児童・生徒が生命の有限性や自然の大切さ、主体的に挑戦してみることや多様な他者と協働することの重要性などを実感しながら理解することができるよう、各教科等の特質に応じて、家庭や地域社会と連携し体系的・継続的に実施するよう指導すること。

「学習指導要領（平成29年告示）のポイント【評価編】」（令和2年8月）

（中学校については解説動画あり）

http://wwwc.osaka-c.ed.jp/category/forteacher/teachers_1.html

「『指導と評価の一体化』のための学習評価に関する参考資料」（令和2年3月）文部科学省

「『特別の教科 道徳』実践事例集」（平成30年2月）

「小学校・中学校学習指導要領」及び「同解説（総則編・各教科等編）」

（平成29年3月・7月）文部科学省

関連項目⇒PO＜道徳性を育むための学習について＞

PO＜体験活動の在り方＞＜「こころの再生」府民運動＞

PO＜学校における動物飼育の在り方＞＜大阪人権博物館（リバティおおさか）の活用＞

＜福祉・ボランティア教育の推進＞

（8）【人権尊重の教育の推進】

様々な人権問題を解決し、人権尊重の社会づくりを進めるために、人権3法〔※1〕や府人権関係3条例〔※2〕をはじめ、人権教育に係る国及び府の関係法令等に基づき、「生きる力」を育む教育活動の基盤として、各教科・道徳科・外国語活動・総合的な学習の時間・特別活動等、あらゆる教育活動において、人権教育を一層計画的・総合的に推進することが必要である。

その際、SNS等インターネット上の差別やいじめ等が生起していることにも留意する必要がある。

ア 人権及び人権問題に関する正しい理解を深め、女性、子ども、障がい者、同和問題（部落差別）、在日外国人、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題をはじめ、様々な人権問題の解決をめざした教育を人権教育として総合的に推進すること。

イ 幼児・児童・生徒が自他の権利を尊重するとともに、社会の一員としての自覚のもとに義務を果たすという基本的姿勢の形成をめざすこと。とりわけ、いじめは重大な人権侵害であり、いじめを許さない意識やいじめをなくす実践力を育むよう指導すること。

ウ 支援を要する幼児・児童・生徒に対する指導等に当たっては、人権尊重の視点に立って、各学校園が、関係機関や専門家とも連携し、組織的に対応するよう指導すること。

エ すべての教職員が研修等を通じて自らの人権感覚を高めるとともに、あらゆる場面で人権意識を絶えず見つめ直しつつ教育活動を行うよう指導すること。その際、教職経験年数の少ない教職員が人権教育の成果を継承できるよう努めること。

〔※1〕 人権3法

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」 (令和3年6月一部改正)

「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」

(平成28年6月)

「部落差別の解消の推進に関する法律」 (平成28年12月)

〔※2〕 府人権関係3条例

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」 (令和元年10月一部改正)

「大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例」

(令和元年10月)

「大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例」

(令和元年11月)

大阪府人権白書「ゆまにてなにわ(解説編) ver.36」 (令和4年3月発行予定)

「大阪府人権教育推進計画」 (令和3年改訂予定)

「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕補足資料」 (令和3年3月)

文部科学省

「人権教育基本方針」「人権教育推進プラン」 (平成30年3月改訂)

「子どもたちが安心して過ごせる学級づくり」 (平成29年11月)

「学校における人権教育の推進のためにー『人権教育推進の方向性』具体化のポイント集ー」

(平成26年7月)

「人権教育・啓発に関する基本計画」 (平成23年4月閣議決定)

「人権教育の指導方法等の在り方について(第三次とりまとめ)」 (平成20年3月) 文部科学省

「大阪府在日外国人施策に関する指針」 (平成14年12月)

「大阪府人権施策推進基本方針」 (平成13年3月)

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 (平成12年12月)

「在日韓国・朝鮮人問題に関する指導の指針」 (平成10年3月一部改訂)

関連項目⇒PO<人権教育推進計画の作成>

PO<人権教育の一環としての同和教育の推進><校内体制の構築>

<「ともに学び、ともに育つ」教育の推進>

PO<互いの違いを認め合い、共に生きる教育の推進>

<ジェンダー平等教育の推進と性的マイノリティの子どもへの対応>

PO<人権侵害事象等に対する対応><PTAの人権意識の高揚>

<教職員人権研修ハンドブックの活用>

PO<セクシュアル・ハラスメント防止の取組み>

(9) 【読書活動の推進】

子どもの読書活動は、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにする等、欠くことのできないものであることから、その推進が必要である。

ア 「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）の趣旨を踏まえ、発達段階に応じて、すべての子どもが読書への興味・関心を高め、必要な知識を得るとともに、自ら楽しみながら読書活動を行うことができる環境の整備を図ること。また、子ども読書活動推進計画を策定し、推進すること。

イ 学校図書館を担当する職員の配置を工夫するなど環境を充実させ、読書センター・学習センター・情報センターとしての機能を高め、豊かな人間性や言語能力等を育むよう指導すること。

「第4次大阪府子ども読書活動推進計画」（令和3年3月）

関連項目⇒PO＜読書活動の支援方策＞＜子ども読書活動推進計画の策定＞＜学校図書館の活用＞

PO＜司書教諭の配置＞

(10) 【いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校への取り組みの推進】

いじめ・暴力行為等の問題行動や不登校に対して、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門人材を活用し、校内の生徒指導体制の充実を図り、児童・生徒理解に基づいて組織的な対応を行うとともに、すべての児童・生徒の成長を促す指導を推進することが重要である。また、市町村教育委員会が専門人材からなるチーム支援体制を構築し、深刻な事案に対してはチームを派遣して、課題解決を図ることも必要である。

(問題行動への対応)

ア 全教職員が、児童・生徒との信頼関係に基づく生徒指導を行うよう、日頃から一人ひとりの思いや気持ちを敏感に受け止める中で、共感的理解に努めること。

イ 暴力行為に対しては、毅然とした指導を行うとともに、状況に応じて、校種間及び子ども家庭センターや警察、少年サポートセンター等の関係機関等とのネットワークのもと、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールロイヤー等の専門家や地域人材等外部人材の活用によるチーム支援の観点も踏まえた取り組みを推進するよう指導すること。その際、児童・生徒を取り巻く環境の改善に向け、市町村の福祉部局との連携を図るなど福祉的視点を踏まえた取り組みを進めるよう指導すること。

ウ 日々の取り組みにおいて、すべての児童・生徒の自他共に認め合える人権感覚やきまりを守る等の規範意識等、社会的資質を高めるよう指導するとともに、適切な人間関係づくりや集団づくりを行うなど、問題行動の未然防止に努めること。

(いじめの防止と早期発見)

ア いじめは、重大な人権侵害事象として根絶すべき最重要課題であり、児童・生徒の生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがあることから、「いじめ防止対策推進法」や国の「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの防止等に取り組むこと。また、各学校において、すべての児童・生徒の信頼関係を育む取組みが推進されているか点検するよう指導すること。

イ 各学校においては、「学校いじめ防止基本方針」に基づき、「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こりうる」ものであることを十分認識したうえで組織的に取り組むよう指導すること。そのために、「いじめ対応セルフチェックシート」等を活用し、日頃より、いじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職及び教職員の理解を深めておくよう指導すること。

ウ いじめの早期発見については、日常より子ども理解に努めるとともに、子どもの不安や多様な悩みをしっかりと受け止められるよう指導すること。その際、アンケート調査を複数回実施したうえで、個別面談、個人ノートや生活ノート等を活用するなど、各学校の実情に応じて、いじめの実態把握に努めるよう指導すること。

エ 相談窓口の設置等、児童・生徒・保護者が相談しやすい体制を構築し、その周知を図るよう指導すること。また、府が設置する「LINE相談」「すこやか教育相談24」等の相談窓口の周知を図るよう指導すること。

オ 教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合には、一人で抱え込まず、速やかに学校いじめ対策組織に当該いじめに係る情報を報告し、組織的な対応につなげるよう指導すること。その際、被害児童・生徒の心情に寄り添った対応に努めるよう指導すること。

カ いじめにより重大な被害が生じた疑いがあるとき、いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考に、法に則った対応をするよう指導すること。なお、深刻な事態に至る恐れがあるいじめ等については府教育庁へ速やかに報告すること。

キ インターネット・SNSを介したいじめについては、児童・生徒の利用実態に応じた指導を年間計画に位置付けるとともに、研修等により教職員が正しい理解を深め、保護者への啓発にも努めるよう指導すること。

ク 新型コロナウイルス感染症の感染者や濃厚接触者等となった児童・生徒や障がいのある児童・生徒、外国にルーツのある児童・生徒、性的マイノリティ等に係る児童・生徒等に対して、いじめが行われることのないよう、適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行うよう指導すること。

(不登校児童・生徒への支援)

ア すべての児童・生徒にとって学校が安心して過ごせる居場所となり、子どもどうしの絆が感じられる活動の場となるよう、授業・行事・課外活動において、自己肯定感や自己有用感を高めることのできる魅力ある学校づくりを推進するよう指導すること。

イ 小学校低学年時より不登校児童が増加する状況を踏まえ、不登校やその兆しがある児童に対して、初期段階からの支援体制を構築すること。また、中学1年時に不登校生徒が増加する傾向が続いていることから、中学校入学段階での連携を進めるとともに、小学校の取り組みを適切に中学校につなぐよう指導すること。

ウ 不登校が長期化している児童・生徒への支援とともに、その兆しが見られる児童・生徒に対する早期発見、早期対応に努めること。その際、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、関係機関等と連携し、支援を行うことができる教育相談体制を構築するよう指導すること。

エ 不登校児童・生徒の状況や背景が多様・複雑であることを踏まえ、児童・生徒が自らの進路を主体的に選択し、社会的に自立することをめざせるよう、民間の団体等との連携を含め、実状に応じた適切な支援が行われるよう指導すること。

「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム（追加資料）」（毎年度）
「子どもたちの社会的な自立のために～不登校児童生徒への支援と取り組み～」（令和2年4月）
「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）
「不登校児童生徒への支援の在り方について」（令和元年10月）文部科学省
「いじめ対応セルフチェックシート（府内小中学校等におけるいじめ対応について）」（令和元年6月）
「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」（平成31年3月）
「不登校児童生徒への支援実践事例集～児童生徒に寄り添った支援のために～」（平成29年8月）
「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定）文部科学省
「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月）文部科学省
「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」（平成29年3月）文部科学省
「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」（平成27年8月）
人権教育リーフレット7「ネット・スマホの問題と子どもの人権」（平成26年3月）
「いじめ防止対策推進法」（平成25年9月）
「いじめ対応マニュアル（いじめ対応プログラム補助資料）」（平成24年12月）
「携帯・ネット上のいじめ等生徒指導上の課題に関するとりまとめと提言2」（平成24年3月）
「携帯・ネット上のいじめ等への対処方法プログラム」（平成21年3月）
「いじめ防止指針」（平成18年3月）

関連項目⇒PO＜問題行動等への対応＞＜いじめの未然防止と早期発見＞

PO＜障がいのある幼児・児童・生徒へのいじめの防止＞＜携帯電話等への対応＞

PO＜不登校への対応＞

重点4 健やかな体のはぐくみ

(11) 【体力づくりの取組み】

子どもの体力・運動能力は改善傾向にあるものの、「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」において、依然として下位段階にある児童・生徒の割合が高い状況にあることから、引き続き子どもの体力・運動能力、運動習慣等の実態を分析し、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力向上に向けた取組みを進める必要がある。

ア 学校における体育活動を活性化する取組みや地域・家庭でスポーツ活動に親しむ機会を増やすことにより、児童・生徒の運動習慣を育み、体力づくりを図るよう指導すること。

イ 府教育委員会が作成した動画教材や資料を活用し、説明会や実技講習会を行った後に、新体力テストを実施する等、すべての児童・生徒の体力状況を正確に把握・分析するとともに、その結果を踏まえて、学校全体で授業等の工夫・改善を推進するなど体力づくりを推進するよう指導すること。

「令和2年度小学校『体育』指導力向上研究協議会（実技的演習）の中止に伴う動画教材のWeb配信について」（令和2年10月）

「小学生向け新体力テスト用動画教材のWeb配信について」（令和3年3月）

「体育の授業がかわる！簡単プログラム」（体力向上実践事例集活用プログラム）

（令和元年7月）

「全国体力・運動能力、運動習慣等調査」スポーツ庁

「新体力テスト測定マニュアル」（平成29年3月）

「新体力テスト測定掲示ポスター」（平成29年3月）

「めっちゃぐんぐん体力アップハンドブック」（体力向上実践事例集）（平成29年3月）

関連項目⇒PO＜体力づくりの推進＞

PO＜地域におけるスポーツ活動の支援＞＜健康教育の充実＞

重点5 教員の資質向上

(12) 【教職員の組織的・継続的な人材育成】

「大阪府教員等研修計画」に基づき、社会の変化に対応できる「学び続ける」教職員を組織的・継続的に育成する必要がある。特に、教職員の人権研修を充実させ、すべての教職員に、より確かな人権意識を身につけさせることが重要である。また、児童・生徒の情報活用能力の育成や「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、ICTの効果的な活用に係る研修等により、すべての教職員のICT活用指導力を向上させる必要がある。加えて、管理職自らが自身の資質・能力の向上を図りながら、次代の管理職・ミドルリーダーの育成を進めることが必要である。

ア 「大阪府教員等研修計画」の周知と活用を進め、初任期からミドルリーダー・次代の管理職に至るまで、系統的に育成すること。その際、校内研修はもとより、あらゆる機会を活用し、教職員に求められる基礎的素養である人権感覚や人権意識の育成に努めるよう指導すること。

イ 生徒指導、授業づくりなど校外研修で学んだ理論を校内で実践することをはじめ、首席や指導教諭等を活用した、日常的なOJTの推進に努めるよう指導すること。

ウ 府教育センター実施のICT活用に係る研修等を活用し、校内において好事例を共有するなど、すべての教職員のICT活用指導力の向上を図ること。

エ 首席・指導教諭等については、学校や地域の実情に応じた配置の拡充に努めるとともに、その有効活用を図ること。

オ 「小・中学校リーディング・ティーチャー養成研修」等の府教育センターの研修を活用し、校内において学校組織マネジメントの経験を積ませるなど、次代の管理職の養成に努めること。

「大阪府教員等研修計画」（令和4年3月改訂予定）
 「教職員人権研修ハンドブック」（令和4年3月改訂予定）
 「ミドルリーダー育成プログラム」（毎年度）
 「初任者等育成プログラム」（令和4年3月改訂予定）
 「次世代の教職員を育てる OJTのすすめ」（令和3年3月改訂）

関連項目⇒PO＜教職員の豊かな人間性＞＜教職員相互に高め合う職場環境づくり＞

＜人事異動及び人事交流の充実＞＜若手教職員の育成＞＜研修成果の還元＞

PO＜研修の計画的な実施＞＜教職員全体の指導力向上＞＜教員免許更新制についての周知徹底＞＜女性教職員の登用＞

PO＜魅力ある学校づくりの推進＞

(13) 【不祥事の防止】

公立学校の教職員は、公教育の場にあつて、個人の尊厳を尊重する精神や、規範意識を持って、直接、児童・生徒を指導するという職責に鑑み、日頃から自重自戒し、厳正な服務規律を保たなければならない。しかしながら、教職員による不祥事が後を絶たず、教職員全体に対する社会の信頼を揺るがしかねない事態となっている。このため、管理職はもとより教職員の服務規律の徹底を図るべく、あらゆる機会を活用し、不祥事の防止・根絶に向けて、取り組むことが必要である。

ア 不祥事の発生を予防し、未然防止を図るため、「不祥事防止に向けたワークシート集」その他の関係資料を校内研修等において活用するなど、教職員が不祥事予防について、自ら考える機会を積極的に設けるとともに、関係指針をもとに教職員の指導監督を適切に行い、一層の服務規律の確保を図ること。

イ 事案が生じた場合には、校長が事実関係を的確に把握し、速やかに市町村教育委員会へ報告するとともに、校内の指導体制を点検し、再発防止に取り組むよう指導すること。

ウ 幼児・児童・生徒に対する体罰、性的な言動（わいせつな発言、性的な内容の電話、性的な内容の手紙又は電子メールの送付、身体的接触、つきまと等）、また、痴漢、盗撮、窃盗行為、麻薬・覚醒剤の所持や使用等を含めた不祥事を発生させた教職員に対しては、「職員の懲戒に関する条例」に基づき厳しい処分が行われる旨を周知すること。

「教職員の綱紀の保持について（通知）」（令和3年11月予定）

「大阪府教育委員会綱紀保持指針」（令和3年3月改正）

「児童・生徒に対するわいせつな行為の禁止の徹底について（通知）」（令和2年12月）

「児童・生徒とのSNS等による私的なやり取りの禁止について（通知）」（令和2年12月）

「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例（改訂版）》」（令和2年3月改訂）

「不祥事防止に向けたワークシート集」（令和2年2月）

「大阪府教育委員会服務指導指針」（平成24年11月改正）

関連項目⇒PO<飲酒運転について><服務監督について><自家用自動車等を使用する者の通勤認定について>

PO<通勤について><兼職・兼業について><教職員の服務規律の確保について>

(14) 【体罰・セクハラ防止の取組み】

体罰、セクシュアル・ハラスメントは、幼児・児童・生徒の人権を著しく侵害し、生涯にわたって重大な影響を与える行為であり、絶対に許されないことであると改めて理解・認識するとともに、学校園及び市町村教育委員会でその防止・根絶に向けて組織的に取り組む必要がある。

ア 防止及び早期発見のため、児童生徒や教職員へのアンケートを実施する等、積極的に実態を把握するよう努めること。

イ 正しい子ども理解と信頼関係に基づく指導を行うため、教職員に対して府教育委員会が作成した資料等を活用した校外研修や校内研修を実施し、体罰、セクシュアル・ハラスメントを許さない意識をより一層高めること。

ウ 校内に相談窓口を設置するとともに、あわせて様々な相談窓口について、児童・生徒や保護者に対し、その周知を行うよう指導すること。

エ 体罰、セクシュアル・ハラスメントが生じた際には、被害幼児・児童・生徒の救済と心のケアを最優先し、速やかに府教育庁及び関係機関と連携を図り、組織的かつ厳正に対応すること。また、再発防止に向けて事象の要因や背景を分析するとともに、具体的な取組みを推進するよう指導すること。

「教職員等による児童生徒等に対するセクシュアル・ハラスメント等の防止に向けた取組み」

（令和3年7月）

「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」（令和3年6月）

「不祥事予防に向けて 自己点検《チェックリスト・例》〈改訂版〉」（令和2年3月）

「子どもを守る被害者救済システム」（令和元年12月改定）

「教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント防止のために」

（平成29年5月改訂）

「体罰防止マニュアル」（改訂版）（平成19年11月）

関連項目⇒PO<セクシュアル・ハラスメント防止の取組み>

(15) 【職場におけるハラスメントの防止】

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を侵害するとともに、職場環境を悪化させる許されない行為であることをすべての教職員が認識しなければならない。性別、年齢、国籍、障がいの有無等に関わらず、すべての教職員にとって快適で働きやすい職場環境づくりを進めるためには、ハラスメントを根絶する必要がある。

ア 職場におけるハラスメントの防止に向けて、教職員の研修の充実、相談窓口の周知及び対応マニュアルの整備が図られるよう校長に指導・助言を行うこと。また、職場における「妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント」については指針等の策定を早急に進めること。

イ 職場におけるハラスメントの防止については、管理職の役割が大きいことから、校長及び教頭に対する研修を実施するなど充実を図ること。

ウ ハラスメントのない、快適な働きやすい職場環境づくりを進めるよう指導すること。その際、性的指向及び性自認の多様性に関する理解の増進にも努めること。

エ まず管理職自身がハラスメントに対する感覚を養い、職場におけるハラスメント防止により一層努めるよう指導・助言を行うこと。万一事象が生起した場合には、速やかに事実関係を把握するとともに、被害者に寄り添いながら丁寧に対応すること。また、ハラスメント防止に関する意識を啓発するための研修を実施するなど再発防止に努めるよう指導すること。

「職場におけるパワー・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(令和2年6月改正)

「職場におけるセクシュアル・ハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(令和2年6月改正)

「職場における妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止及び対応に関する指針」

(令和2年6月改正)

「ハラスメント『0（ゼロ）』に向けて」教育長メッセージ（平成27年7月）

(16) 【「指導が不適切である」教員への対応】

「指導が不適切である」と思われる教員の指導力向上のために、「教員評価支援チーム」と市町村教育委員会が連携を強化し、適切に対応することが必要である。

ア 市町村教育委員会は、校長等の授業観察等により「指導が不適切である」と思われる教員の的確な状況把握を行い、校長に対する適切な指導・助言、校外研修の実施等、実効性のあるシステムの運用に努めること。

イ 府教育庁に設置した「教員評価支援チーム」及び府教育センターの相談・支援機能を積極的に活用すること。

ウ 指導改善研修の必要があると判断した場合は、府教育庁に申請し、十分連携して対応すること。

エ 新規採用教職員については、指導・育成を図るとともに、条件付採用の趣旨を踏まえ厳格に対応すること。

「教員の資質向上をめざして－『指導が不適切である』教員への支援及び指導の手引き－」
(平成31年4月改訂)

重点6 学校の組織力向上と開かれた学校づくり

(17) 【学校の組織力の向上】

校長のリーダーシップのもと、教職員等が互いに学びあい育ち合う同僚性を高めつつ一体となって、学校組織のマネジメントを進めていくことが重要である。

ア 学校運営に当たっては、学校経営方針や教育目標等を教職員に周知し共有化を図るとともに、今日的な課題への対応を視野に入れ、様々な職種の専門性が発揮できる校内組織体制となるよう見直しを図るよう指導すること。

イ いじめ等の生徒指導、虐待やヤングケアラー等家庭環境にかかわる課題、災害、感染症等をはじめあらゆる危機管理事案に対しても、適切に対応できる組織となっているか、見直しを図るよう指導すること。

ウ 児童・生徒の実態等を踏まえた実効性の高い計画に基づく教育実践を行うために、PDCAサイクルに基づいた学校経営を推進するよう指導すること。

「学校評価ガイドライン」〔平成28年改訂〕（平成28年3月）文部科学省

関連項目⇒PO＜学校評価の充実＞

(18) 【働き方改革】

市町村教育委員会において、各校の特色や状況に応じた長時間勤務の縮減に向けた取り組みや、在校等時間管理及び健康管理を徹底するとともに、教職員一人ひとりの意識改革を推進するなど、教職員の「働き方改革」に取り組むことが重要である。

ア 「府立学校における働き方改革に係る取り組みについて（平成30年3月）」に記載している府教育庁における取り組みなどを参考に、適切に対応すること。

＜ポイント＞

- 所管の学校に対する業務改善方針や計画の策定
- 適正な在校等時間管理の徹底
- 教育委員会主催の会議・研修等の縮減等
- 調査、通知文書等の精査・工夫改善
- 校長等のマネジメント
- 外部人材の活用等人的措置
- 「全校一斉退庁」「ノークラブデー」等の制度構築
- 外部機関等への協力依頼・要望

イ 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律を踏まえた制度の適切な運用のため、教職員向けの相談窓口を設置するなど、制度周知及び相談体制の整備を図ること。

「公立学校の教育職員の業務量の適切な管理及び『休日のまとめ取り』のための1年単位の変形労働時間制等における不適切な運用に関する相談窓口について」

(令和2年10月) 文部科学省

「学校における働き方改革の推進に向けた夏季等の長期休業期間における学校の業務の適正化等について」(令和元年6月) 文部科学省

「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」(平成31年3月) 文部科学省

「学校における働き方改革に関する取組の徹底について」(平成31年3月) 文部科学省

「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)

「府立学校における働き方改革に係る取組みについて」(平成30年3月)

関連項目⇒PO<在校等時間管理について>

PO<休憩時間について><労働安全衛生体制の充実>

PO<機能的な学校運営>

(19) 【部活動の在り方】

各校において生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、生徒や指導する教員にとって望ましい環境を構築するという観点に立ち、生徒のバランスのとれた心身の成長を促すとともに、教員の長時間勤務の解消等も考慮し、地域、学校、分野・活動目的や競技種目等に応じた多様な形で最適に実施されることが必要である。

ア 各市町村の「部活動の方針」等に則り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むよう指導すること。

イ 指導に当たっては、府教育委員会の通知及び中学校学習指導要領の内容を踏まえ、部活動の在り方及び教職員の服務についても適切に対応するよう指導すること。

「大阪府部活動の在り方に関する方針」(平成31年2月)

「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年12月) 文化庁

「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月) スポーツ庁

「全校一斉退庁日及びノークラブデー(部活動休養日)の実施について」(平成28年12月)

「運動部活動での指導のガイドラインについて」(平成25年5月) 文部科学省

「部活動の位置づけ及び教職員の服務上の取扱いの改訂について」(平成24年8月)

重点7 安全で安心な学びの場づくり

(20) 【子どもたちの生命・身体を守る取組み】

子どもたちが被害者・加害者となる事件・事故、自死などの未然防止に向けた適切な対策や、新型コロナウイルス感染症に係る子どもたちの不安やストレスの高まりに対するサポートを行うとともに、自他の生命を大切にする心を育むための総合的な取組みが重要である。

(生命尊重の取組み)

ア あらゆる教育活動を通じて、幼児・児童・生徒相互が気持ちを伝え合う環境を醸成するとともに、互いに違いを認め合い、「命を大切に作る心」や自尊感情を育てる人権教育について、計画的・総合的に取り組むよう指導すること。

イ 幼児・児童・生徒の精神疾患等メンタル面も含めた生活全般について状況把握を適切に行い、相談体制の充実等に取り組むよう指導すること。特に、新型コロナウイルス感染症に係る児童・生徒の不安やストレスの高まりに対して、スクールカウンセラー等と連携し、適切に支援するための相談体制等を整えるよう指導すること。

(学校安全の取組み)

ア 地域で子どもたちを守るという視点から「子どもの安全見守り隊」等の地域の学校安全ボランティアと連携するなど、幼児・児童・生徒の安全確保についてきめ細かな対応を行うとともに、発達段階に合わせて、自ら自分の身を守る力を育成するよう指導すること。

イ 登下校時の通学路については、通学路における緊急合同点検（平成24年実施）の結果を踏まえ、地元警察、道路管理者等関係機関と連携し、危険箇所における安全対策を実施するとともに、一層の安全確保を図るよう努めること。

(児童虐待防止の取組み)

ア 教職員は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、児童虐待に対する認識を深め、子どものわずかな変化も見逃さないよう日頃から十分注意を払うとともに、スクールソーシャルワーカー等の専門家と連携し、早期発見、早期対応に努めるよう指導すること。また、早期発見の観点から、欠席が継続している幼児・児童・生徒に対して、定期的な安全確認を行うこと。

イ 児童虐待を受けた、またはその疑いがあると思われる子どもを発見した場合には、確証がなくても速やかに子ども家庭センター又は市町村児童虐待担当課等へ通告し、継続的に支援するよう指導すること。

ウ 要保護児童対策地域協議会において、虐待ケースとして進行管理台帳に登録されている、もしくは児童相談所が必要と認める幼児・児童・生徒について、1か月に1回以上、書面にて情報提供を行うよう指導すること。また、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握した場合や、理由にかかわらず、休業日を除き引き続き7日欠席した場合は、速やかに情報提供又は通告をするよう指導すること。特に、一時保護を解除され、帰宅した幼児・児童・生徒については、ささいな変化も見逃さず、児童相談所等と日常的な連携を行うよう指導すること。

エ 児童虐待の対応については、児童虐待に対する認識を深め、学校園において早期発見のポイントや発見後の対応等について教職員の理解を一層促進するため、研修を実施するよう指導すること。

「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～要点編」（令和元年12月）
 「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（令和元年5月）文部科学省
 「学校、保育所、認定こども園及び認可外保育施設から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
 「児童虐待防止対策に係る学校等及びその設置者と市町村・児童相談所との連携の強化について」（平成31年2月）内閣府、文部科学省、厚生労働省
 「『児童虐待防止対策の強化に向けた緊急総合対策』の決定について」（平成30年7月）
 文部科学省
 「子どもたちの輝く未来のために～児童虐待防止のてびき～」（平成23年3月改訂）

関連項目⇒PO＜児童虐待への対応＞

PO＜学校安全計画の策定＞＜緊急事態への対応＞

PO＜安全確保・安全管理の徹底＞＜地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理＞

＜安全教育の推進及び安全確保の取組みの点検・強化＞

(21) 【自然災害等に備えた体制の充実・防災教育の取組み】

東日本大震災や大阪府北部を震源とする地震、また、台風をはじめとする自然災害などの教訓を踏まえるとともに、南海トラフ地震等の今後発生が予想される自然災害等に備え、学校の実態に応じ、幼児・児童・生徒の命を守るため地域と連携した取組みが必要である。

大規模災害の発生時には、避難所が開設されるまでの間、各学校園が地域住民の避難先となることもあるため、地域と連携し、学校の組織体制を整えておく必要がある。

ア 火災のみならず、様々な自然災害等を想定した実践的な避難訓練を地域と連携して行うことなどにより、幼児・児童・生徒に自らの命を守り抜くための「主体的に行動する態度」を育成する防災教育の充実を図るよう指導すること。

イ 防災計画を策定し、日頃から教職員への連絡方法や配備体制及び参集について周知徹底するよう指導すること。併せて、ハザードマップや近隣の避難場所などの情報も収集して、万一の場合の幼児・児童・生徒の避難場所を想定し、危機管理マニュアル等に明記するとともに、実効性のあるマニュアルとなるよう点検・見直しを行うなど、災害に備えた危機管理体制の確立を図るよう指導すること。

「学校における避難確保計画作成の徹底及び避難の実効性確保について」（令和3年6月）

「学校の『危機管理マニュアル』等の評価・見直しガイドライン」の活用について」

（令和3年6月）

「学校における防災教育の手引き（改訂2版 補訂版）」

（令和元年6月改訂、令和3年3月補訂）

「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）文部科学省

「『大阪府津波浸水想定』の設定について」（平成25年8月）

「学校防災のための参考資料『生きる力』を育む防災教育の展開」（平成25年3月）文部科学省

「学校防災マニュアル（地震・津波災害）作成の手引き」（平成24年3月）文部科学省

関連項目⇒PO＜学校安全計画の策定＞

(22) 【保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底】

学校教育活動全体を通して保健・安全・衛生管理に関する指導の徹底を図り、食物アレルギー等に係る事故防止や、熱中症、感染症、食中毒等の予防に努めるとともに、万一の場合の対応が適切に行える体制を整える必要がある。

ア 食物アレルギー対応については、府教育委員会が作成した「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」に基づき、校長を責任者として関係者で組織する食物アレルギー対応委員会等を設置し、各校の状況について十分検討したうえで、食物アレルギー対応マニュアルをあらかじめ策定しておくとともに、必要に応じて見直すよう指導すること。

なお、マニュアル策定の際には、保護者や主治医との連携を図りつつ、児童・生徒の状況に応じたものとするよう指導すること。

イ 「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」及び各校の食物アレルギー対応マニュアルに基づく対応がとられていることを常に点検するなど、日頃から事故防止に努めること。

ウ 食物アレルギーの既往症がない幼児・児童・生徒の初発の事故が多く発生していることから、食物アレルギーの事故は、いつ、どこでも起きるものと想定し、すべての教職員が緊急時に対応できるよう、毎年校内研修等を実施するよう指導すること。

エ 熱中症を予防するために、こまめに水分や塩分を補給させ、休息を取らせるとともに、幼児・児童・生徒への健康観察など健康管理を徹底するよう指導すること。その際、「熱中症予防のための運動指針」や「熱中症対策ガイドライン」等により、活動の中止や延期、見直し等も含め、適切に対応するよう指導すること。

オ 感染症対策のポイントは、「感染源を絶つ」、「感染経路を絶つ」、「抵抗力を高める」であり、これらを踏まえた取組みの重要性について、教職員が理解するだけでなく、幼児・児童・生徒にも理解させ、誰もが適切に対策を実施できるよう指導すること。

カ 「学校環境衛生基準」に基づき、幼児・児童・生徒にとって安全で快適な教育環境が確保されるよう適切な維持管理を図るとともに、検査結果を保管するよう指導すること。

キ 「国民健康保険法」を踏まえ、無保険により児童・生徒が医療を受けることができなくなることのないよう、関係機関とも連携して適切に対応するよう指導すること。

「学校園における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル～学校の教育活動を再開するにあたって～（市町村立学校園版）」（最新版を参照すること）
「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」文部科学省（最新版を参照すること）
「学校における食物アレルギー対応ガイドライン」（令和4年3月改訂予定）
「熱中症事故の防止について」（令和3年6月・5月）
「『学校における熱中症対策ガイドライン作成の手引き』の活用について」（令和3年6月）
「熱中症対策アラートの活用及び周知について」（令和3年6月）
「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン《令和元年度改訂》」（令和2年3月）日本学校保健会
「府立学校における『熱中症予防のための運動指針』の見直し及び熱中症予防のための『暑さ指数計』の配付について」（令和元年5月）
「大阪府部活動の在り方に関する方針」（平成31年2月）
「学校環境衛生基準の一部改正について（通知）」（平成30年4月）文部科学省
「学校において予防すべき感染症の解説」（平成30年3月）日本学校保健会
「学校の危機管理マニュアル作成の手引き」（平成30年2月）文部科学省
「国民健康保険法」（平成27年5月改正）
「アレルギー疾患対応資料の配布について」（平成27年3月）
人権教育リーフレット6「食物アレルギーのある子どもへの配慮」（平成27年3月）
「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年3月）文部科学省
「今後の学校給食における食物アレルギー対応について」（平成26年3月）文部科学省

関連項目⇒PO＜緊急事態への対応＞

PO＜安全確保・安全管理の徹底＞＜地域関係機関と連携した安全確保及び安全管理＞

＜安全教育的の推進及び安全確保の取り組みの点検・強化＞

(23) 【学校の体育活動中の事故防止等の取り組み】

依然として、学校における体育活動中の事故が発生している状況を踏まえ、体育の授業や体育的行事、運動部活動等の体育活動に係る事故防止や熱中症対策に万全を期することが必要である。

ア 学校における体育活動中の事故防止対策等について、必要に応じて見直すとともに、適切な対応がなされるよう、学校全体で指導の徹底を図るよう指導すること。

「水泳等の事故防止について」（令和3年4月）スポーツ庁

「熱中症事故の防止について」（令和3年4月）文部科学省

「学校における体育活動中の事故防止についての映像資料」（平成26年3月）文部科学省

関連項目⇒PO＜学校の体育活動中の事故防止等の徹底＞

重点8 地域の教育コミュニティづくりと家庭教育への支援

(24) 【教育コミュニティづくりの推進】

子どもたちの学びや成長を支えるため、地域と学校園が連携・協働して行う「教育コミュニティづくり」をより一層推進することが必要である。

ア 教育コミュニティづくりの推進に当たっては、これまでの成果を踏まえ、学校園や地域の実態等に応じた取組みの継続と充実を図るとともに、地域学校協働活動推進員の委嘱に努めること。

イ 社会に開かれた教育課程の実現に向けて、学校運営協議会の設置も視野に地域とともにある学校運営体制のさらなる充実を図り、学校園が行う教育活動等に保護者や地域が主体的に参画できるよう指導すること。

「コミュニティ・スクールのつくり方『学校運営協議会』設置の手引き（令和元年改訂版）」
（令和2年10月） 文部科学省
「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第47条の5（令和元年6月改正）
「社会教育法」（令和元年6月改正）

関連項目⇒PO＜教育コミュニティづくりの活性化＞＜教育コミュニティづくりへの主体的な参画＞

PO＜地域とともにある学校づくりに係る組織のさらなる充実＞

＜放課後等における子どもの様々な体験活動の場づくりの充実＞

＜障がいのある子どもなどの地域活動への参加促進＞

(25) 【家庭教育支援の充実】

家庭環境や価値観の多様化、情報の氾濫、経済的格差等、家庭や子どもを取り巻く環境が著しく変化し、家庭教育が困難な現状が指摘される中、「子どもの学び・育ちの原点」である家庭教育が充実するよう、すべての保護者や児童・生徒が家庭教育に関する学習や相談ができる体制を整えることが必要である。

ア 保護者が持っている力を高めるとともに、家庭と地域のつながりづくりを進めるため、家庭教育に関する啓発や学習機会の提供、孤立しがちな保護者への支援に努めること。

関連項目⇒PO＜家庭教育支援の体制づくり＞

PO＜親学習の推進＞＜基本的生活習慣・学習習慣の確立・自立する力の育成＞

(26) 【幼児期の教育の推進】

幼児期における教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培うことであり、幼稚園教育要領で示される「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を考慮するとともに、小学校以降の教育などを見通しながら取り組むことが重要である。

ア 幼児教育推進のための協議会等の設置により関係部局等との連携を図り、幼児教育計画等のプログラムの策定や見直しを行うとともに、幼稚園、保育所、認定こども園と学校との連携や、家庭、地域との協働による総合的な幼児教育の質の向上を図るなど、地域の実情に応じた具体的な取組みを行うよう指導すること。

イ 小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、創造的な思考や主体的な生活態度などの基礎を培うよう指導すること。

ウ 府が認定した幼児教育アドバイザーを活用し、園内研修等の活性化を図り、人材の育成に努めること。

「幼児教育推進指針」（平成31年4月改訂）

「幼稚園教育要領」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」「保育所保育指針」

（平成29年3月）文部科学省・内閣府・厚生労働省

「子ども・子育て支援法」（平成24年8月）

「認定こども園の一部改正法」（平成24年8月）

「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成24年8月）

関連項目⇒PO＜就学前教育の充実＞

PO＜開かれた幼稚園・認定こども園＞＜幼保こ小等の円滑な接続＞



大阪「こころの再生」府民運動
～大阪あったかプロジェクト～



教育庁市町村教育室小中学校課 令和4年2月発行
〒540-8571 大阪市中央区大手前二丁目 TEL 06(6941)0351
ホームページアドレス <http://www.pref.osaka.lg.jp/kyoikusomu/homepage/index.html>
電子メール shichosonkyoiku@sbox.pref.osaka.lg.jp